

○総務省令第 号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、社会生活基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

総務大臣 武田 良太

社会生活基本調査規則の一部を改正する省令

社会生活基本調査規則（昭和五十六年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

〔5 略〕

(調査の方法及び期間)

第十条 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、天災その他避けることのできない事故のため、前項に規定する方法により難いときは、総務大臣の定めるところにより、都道府県知事が調査票を調査世帯ごとに郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便(以下この項及び第十二条第三項ただし書において「郵便等」という。)により送付し、及び郵便等により当該調査票の提出を受ける方法により行うことができる。

3 前二項の規定による調査は、実施年の十月七日から翌月二日までの間において行う。
(期間の変更)

第十一条 都道府県知事は、天災その他避けることのできない事故のため、前条第三項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定による報告があつた場合には、地域を限り、前条第一項及び第二項の規定による調査を行う期間を別に定めることができる。

〔3 略〕

(報告の義務及び方法)

第十二条 社会生活基本調査に当たつては、調査事項のうち、第六条第一項第一号に掲げる事項については調査世帯の世帯員が、同項第二号に掲げる事項については調査世帯の十歳未満の世帯員が、同項第三号に掲げる事項については調査世帯の十歳以上の世帯員が、同項第四号に掲げる事項については調査世帯の十五歳以上の世帯員が、同項第五号に掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。

2 調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、前項の規定により報告すべき者に代わつて当該報告を行うことができる。

3 前二項の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行うものとする。ただし、第十条第二項の場合にあつては、調査票に記入し、及び当該調査票を都道府県知事に郵便等により提出することにより行うものとする。

(調査票等の保存)

第十五条 総務省統計局長は、調査票を三年間、調査票の内容(第六条第一項第三号イに掲げる事項に係る部分を除く。)が転写されている電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

きないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

〔5 同上〕

(調査の方法及び期間)

第十条 〔同上〕

〔新設〕

2 前項の規定による調査は、実施年の十月六日から翌月三日までの間において行う。
(期間の変更)

第十一条 都道府県知事は、天災事変その他避けることのできない事故のため、前条第二項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定による報告があつた場合には、地域を限り、前条第一項の規定による調査を行う期間を別に定めることができる。

〔3 同上〕

(報告の義務及び方法)

第十二条 社会生活基本調査に当たつては、第六条第一項各号に掲げる事項のうち、同項第一号に掲げる事項については調査世帯の世帯員が、同項第二号に掲げる事項については調査世帯の十歳未満の世帯員が、同項第三号に掲げる事項については調査世帯の十歳以上の世帯員が、同項第四号に掲げる事項については調査世帯の十五歳以上の世帯員が、同項第五号に掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。

2 調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、前項の規定により報告すべき者に代わつて当該報告を行うことができる。

3 前二項の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行うものとする。

(調査票等の保存)

第十五条 総務省統計局長は、調査票を三年間、調査票の内容(第六条第一項第三号イに掲げる事項に係る部分を除く。)が転写されている電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。